

# 施策名：特定非営利活動法人（NPO）活動の促進

## 【31年度予算額：60百万円】

### 施策概要・目的

- 特定非営利活動促進法成立後20年が経過する中、全国における特定非営利法人（以下「NPO法人」といいう。）の認証数は5万を超える、福祉、教育・文化、まちづくりなど様々な分野でその活動が広がっている。NPO法人が活躍している。
- また、人口減少、高齢化等が本格化し、社会的課題が複雑化・多様化する中、人々が主に支え、自立を第一とし、社会的・精神的に活動する共助の精神で、NPO法人はその「特定非営利活動促進法」の一部を改証する法律（以下「改正法」という。）」が成立し、対する義務化され、NPO法人の努力義務が課された。
- 正規時添付書類の公表の義務化及び情報の積極的な公表の義務化が規定された（改正法は一部を除いて平成29年4月1日に施行）。上記を踏まえて、法の所管庁としての立場から、特定非営利活動促進法の適切な運用及び活力あふれる共助社会づくりの推進を図る。

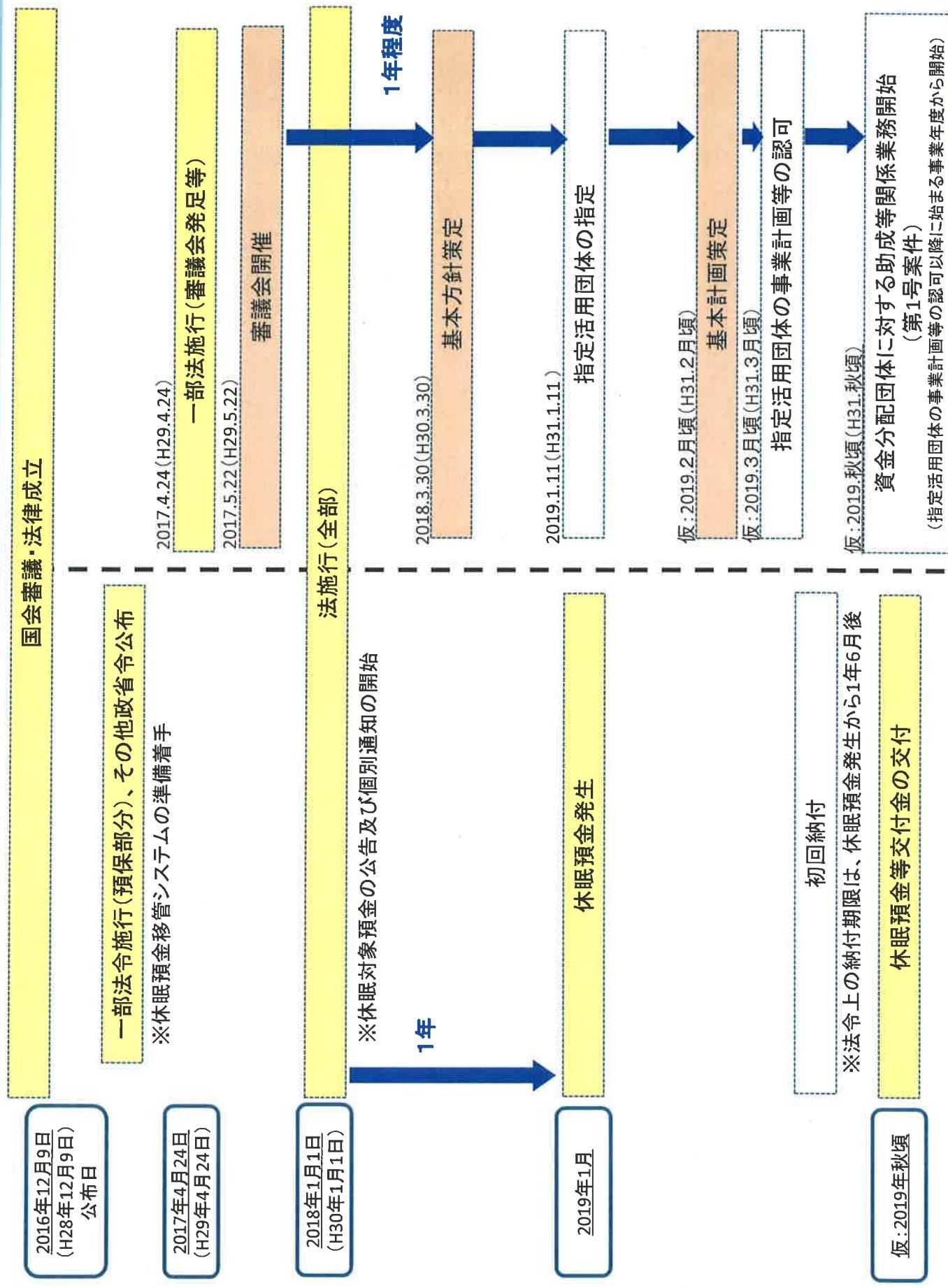
### 施策イメージ・具体例

- NPO法人の認証・認定期制の適切な運用推進  
円滑な法執行を進めることで、都道府県・政令市担当職員と情報交換や意見交換を行う地方ブロック会議を実施する。
- 市民活動促進に向けた調査・研究  
NPO法人等の実態把握のための調査等を実施する。
- NPO法人の活動の積極的な情報公開の推進  
法改正によって、新たにNPO法人及び所轄庁に対する情報開示の義務が課された。
- NPO法人の情報掲載の努力義務が課された。  
透明性の向上に資するよう内閣府NPOホームページの情報公開システムの機能向上に引き続き取り組む。

### 期待される効果

- 共助社会の担い手であるNPO法人活動の積極的な情報公開の更なる推進により、NPO法人及びNPO法人制度への信頼性向上につながることが期待される。

## 休眠預金活用に係る法律成立後のスケジュール(イメージ)



# 民間公益活動を促進するための 休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 概要

## 1 法律の背景

- 休眠預金等：預金者等が名乗りを上げないまま、10年間放置された預金等  
⇒毎年1,200億円程度発生（その後500億円程度が戻し）（平成26～28年度）
- 預金等の性質（①銀行等が公共的役割を果たすための原資、②預金保険制度等による公的資金の活用も想定、③広く国民一般が利用）に鑑みると、預金者等に払い戻す努力を尽くした上で、社会全体への波及効果の大きい民間公益活動の促進に活用することで休眠預金等を広く国民一般に還元すべき。

## 2 法律の概要

### ①休眠預金等の活用に関する基本理念等【第16条・第17条】

○休眠預金等を、民間公益活動（人口の減少、高齢化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が見込まれる中で国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として民間の団体が行う公益に資する活動（①子ども及び若者の支援、②日常生活等を営む上で困難を有する者の支援、③地域活性化等の支援の3分野に係る活動）であって、これが成果を収めることにより国民一般の利益の一層の増進に資することとなるもの）の促進に活用

○民間公益活動の自立した担い手の育成及び民間公益活動に係る資金を調達することができる環境の整備を促進する。

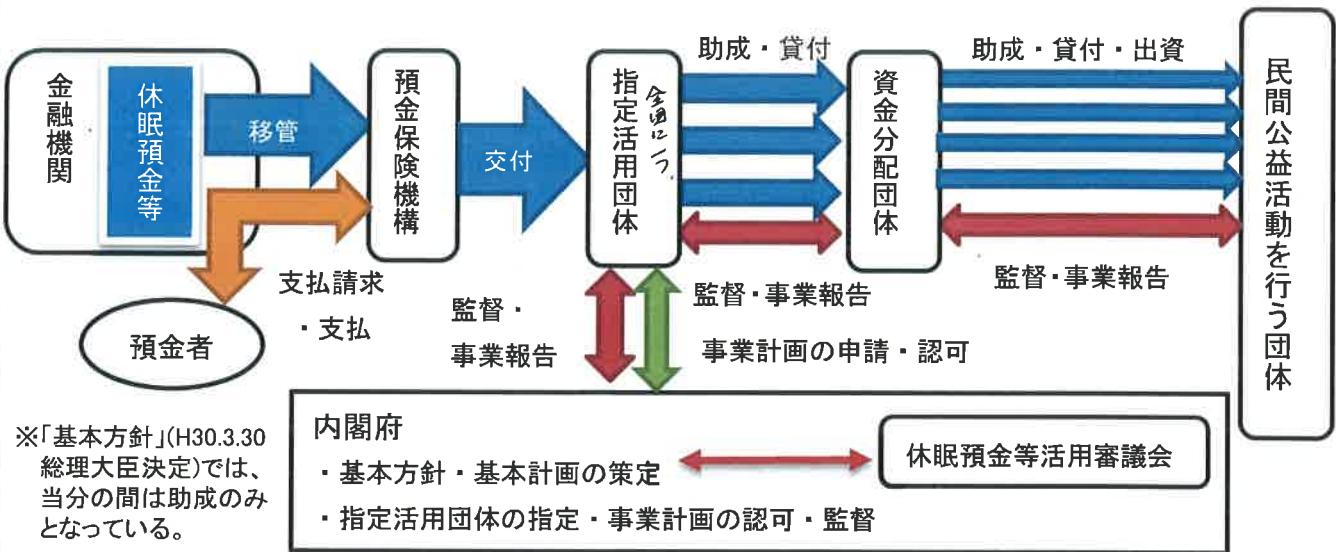
○預金者等の預金等を原資とするものであることに留意し、多様な意見が適切に反映されるように配慮するとともに、その活用の透明性の確保を図る。

○大都市その他特定の地域に集中することのないよう配慮する。

○複数年度にわたる民間公益活動に対する助成等、社会の諸課題を解決するための革新的な手法の開発を促進するための成果に係る目標に着目した助成等その他の効果的な活用の方法を選択することにより、民間の団体の創意と工夫が十分に発揮されるように配慮する。

○宗教団体、政治団体、暴力団等は活用対象から除外

### ②休眠預金等の移管・管理・活用の仕組み【第2章第1節（第3条～第8条）並びに第3章第2節（第18条・第19条）、第3節（第20条～第34条）及び第4節（第35条～第41条）】



- 預金者等であった者は、預金保険機構（委託を受けた金融機関）に対し、申出に基づき休眠預金等代替金（元本＋利子相当額）の支払を請求することができる。【第7条第2項】

# 「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」

«概要» ※事務局において基本方針をまとめたもの

- 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律101号）（以下「法」という。）第18条第1項に基づき内閣総理大臣が策定するもの。
- 内閣総理大臣が今後定める基本計画を始め、指定活用団体、資金分配団体及び民間公益活動を行う団体が休眠預金等交付金に係る資金（以下「休眠預金等に係る資金」という。）を活用して事業を実施するに当たっても本基本方針に従うこととされるなど、本基本方針は本制度の運用において根幹をなすもの。

## 基本方針の構成

※法第18条第2項各号に規定される事項に基づく

### はじめに

### 第1 休眠預金等に係る資金の活用の意義及び目標に関する事項

1. 休眠預金等に係る資金を民間公益活動に活用する意義
2. 休眠預金等に係る資金の活用の目標

### 第2 休眠預金等に係る資金の活用に関する基本的な事項

1. 休眠預金等に係る資金の活用に当たっての基本原則
2. 各主体の役割

### 第3 休眠預金等に係る資金の活用の目標を達成するために必要な民間公益活動促進業務に関する事項

1. 指定活用団体の業務
2. 指定活用団体における休眠預金等に係る資金の公正かつ効率的活用を担保するための体制等

### 第4 指定活用団体の指定の基準及び手続に関する事項

### 第5 指定活用団体の作成する事業計画の認可の基準及び手続に関する事項

### 第6 休眠預金等に係る資金の活用の成果に係る評価の実施に関する事項

1. 成果に係る評価の意義・目的
2. 民間公益活動を行う団体の評価
3. 指定活用団体及び資金分配団体の評価
4. 評価において留意すべき事項

### 第7 その他休眠預金等に係る資金の活用に関し必要な事項

1. 休眠預金等に係る資金の活用対象の範囲
2. 資金分配団体が民間公益活動を行う団体を公募で選定する際に考慮すべき事項
3. 資金分配団体による民間公益活動を行う団体に対する監督
4. 資金分配団体及び民間公益活動を行う団体におけるガバナンス・コンプライアンス体制等
5. 民間の創意と工夫が發揮される効果的な活用方法の選択の際に配慮すべき事項
6. 法の全面施行から5年後における見直し

## **第1 休眠預金等に係る資金の活用の意義及び目標に関する事項**

### **1. 休眠預金等に係る資金を民間公益活動に活用する意義**

- ・ 法により、預金等の性格に照らし預金者等に払い戻す努力を尽くした上で、その残余の額について民間公益活動を促進するために活用。
- ・ 休眠預金等に係る資金を活用することにより、銀行等の融資による民間の事業拡大効果に準じた効果とともに行政による公共の福祉の増進効果に準じた効果が得られ、社会全体へのより大きな波及が期待。

### **2. 休眠預金等に係る資金の活用の目標**

- ① 休眠預金等に係る資金の活用対象事業による社会の諸課題の解決
- ② 将来的には、「社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組み」の構築

#### **【制度開始に当たっての考え方】**

- ・ 制度開始時においては、社会の諸課題の解決に結びつく具体的な事例の創出を優先させ、民間公益活動の進捗状況に応じて、段階的に規模を拡大。
- ・ 社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みの発展を中長期的に促す観点から、民間公益活動の担い手等の育成や効果的・効率的な成果評価の実施等の本制度を支える環境整備にも休眠預金等に係る資金を積極的に活用。

## **第2 休眠預金等に係る資金の活用に関する基本的な事項**

### **1. 休眠預金等に係る資金の活用に当たっての基本原則**

- (1) 国民への還元
- (2) 共助
- (3) 持続可能性
- (4) 透明性・説明責任
- (5) 公正性
- (6) 多様性
- (7) 革新性
- (8) 成果最大化
- (9) 民間主導

### **2. 指定活用団体、資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の役割**

- ・ 指定活用団体は、休眠預金等に係る資金の分配・管理等の法で規定された役割にとどまらず、民間公益活動の好事例を積極的に創出・共有し、展開・発展させることで、社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みの構築を促進する役割も担う必要。
- ・ 資金分配団体は、「包括的な支援プログラム」を企画・設計し、民間公益活動を行う団体に対して資金支援を行うという法で規定された役割にとどまらず、革新的な手法による資金の助成、貸付け又は出資や経営支援・人材支援等の非資金的支援を必要に応じ伴走型で実施。これにより、民間公益活動の自立した担い手を育成する中心的な役割を担うことを期待。
- ・ 民間公益活動を行う団体は、事業の実施により社会の諸課題を解決するだけではなく、課題を可視化するとともに、現場のニーズ等を資金分配団体等にフィードバックし、本制度の改善につなげていくことも期待。

## 第3 休眠預金等に係る資金の活用の目標を達成するために必要な民間公益活動促進業務に関する事項

### 1. 指定活用団体の業務

#### (1) 基本的業務 法に具体的に規定されている業務

##### ① 資金分配団体の選定等

- ・「優先的に解決すべき社会の諸課題」の把握・分析及び決定。

##### ② 資金分配団体に対する助成等

- ・指定活用団体が行う資金提供は、当分の間は、資金分配団体への助成のみとする。これを使って資金分配団体が民間公益活動を行う団体に対して助成、貸付け又は出資を実施することにより、資金分配団体等を育成しつつ本制度を確立させることを優先。
- ・課題ごとに資金分配団体に対する継続的な進捗管理や必要な協力・支援・助言等を行うとともに、成果評価の点検・検証の実施。成果の達成状況を包括的に把握。

##### ③ 資金分配団体に対する監督

- ・指定活用団体は、資金分配団体に対して、報告収集、立入検査及び不正があった場合における選定の取消し、資金の返還等の必要かつ適切な監督を実施。
- ・資金分配団体において休眠預金等に係る資金の不正使用等の実態が明らかになった場合は、指定活用団体は、不正の原因究明、関係者に対する厳格な処分、再発防止策の策定及びその内容の公表等を実施。

##### ④ 休眠預金等交付金の受入れ

- ・休眠預金等に係る資金の使用状況についての情報公開を徹底。
- ・執行残の見込額は翌事業年度における收支予算に組入れ。なお、当分の間は、法第29条第1項の趣旨を踏まえ当該見込額を運用資金に組入れ。

##### ⑤ 民間公益活動の促進に関する調査及び研究

##### ⑥ 民間公益活動の促進に資するための啓発活動及び広報活動 シンボルマークの策定・活用等

##### ⑦ 適切な評価の実施

#### (2) 業務の充実に向けて期待される業務

基本的業務の円滑な執行を確保した上で、民間公益活動促進業務の適正な実施に資するため、民間公益活動促進業務の進捗状況等を踏まえつつ取り組んでいくことが期待される業務

##### ① 関連知識の分析・最適な組合せを図るための知識環境の整備

- ・既存の民間公益活動に関する情報（事業の進捗状況や評価結果等）を収集する仕組みを整備し、収集・蓄積された情報を横断的・具体的に分析した構造化された知識として、民間公益活動を行う団体等が様々な場面で活用できるような知識環境を整備。

② 成果評価実施支援

③ 研修

④ 国際交流

## **2. 指定活用団体における休眠預金等に係る資金の公正かつ効率的活用を担保するための体制等**

指定活用団体は、以下の体制等を備え、民間公益活動促進業務の適確かつ公正な実施に支障を及ぼすおそれがないよう対応。特定の目的を有して活動している既存の団体では困難な、中立的な立場を守る。

### **(1) 組織運営体制**

- ・ 業務を適確に実施するために足る知識・技術を有する役職員を配置。必要に応じ外部の専門家等を活用することが可能な体制を採用。
- ・ 資金分配団体において休眠預金等に係る資金が公正に活用され、事業が適正に遂行されるよう監督するために必要な専門部署を設置。

### **(2) 役職員等の構成**

- ・ 会計監査人を設置。
- ・ 評議員会は、経済界、金融界や労働界、学識経験者、マスコミ、ソーシャルセクター（公益活動に係る分野）等の幅広い分野から人材登用。
- ・ 役職員について、効果的・効率的な人員配置とともに、特定の団体や分野の出身者に偏らないように対応。
- ・ 利益相反の防止に資するため、役員の職歴を自己申告させた上で公開。
- ・ 国家公務員法に基づく国家公務員の再就職等規制を踏まえて対応。

### **(3) ガバナンス・コンプライアンス体制等**

- ・ コンプライアンス施策の検討等を行う組織（外部の有識者等も参加するもの。）及びその下に実施等を担う部署を設置。
- ・ 不正行為や利益相反防止のために必要な諸規程を整備。
- ・ 内部通報制度を整備・運用。

## **第4 指定活用団体の指定の基準及び手続に関する事項**

- ・ 本基本方針を踏まえて公募要領を作成、公表。
- ・ 内閣総理大臣は、審議会による審議を経た上で、指定基準に最も適合していると認められるものを一団体選定し、指定活用団体として指定。

## **第5 指定活用団体の作成する事業計画の認可の基準及び手続に関する事項**

## **第6 休眠預金等に係る資金の活用の成果に係る評価の実施に関する事項**

- ・ 休眠預金等に係る資金を活用して実施される民間公益活動全般を対象に、「社会的インパクト評価」を実施。成果を可視化。
- ・ 「自己評価」を基本。その上で、休眠預金等活用審議会は指定活用団体の、指定活用団体は資金分配団体の、資金分配団体は民間公益活動を行う団体の作成したその「評価報告書」の妥当性・客觀性について点検・検証。

- 審議会は、指定活用団体から、民間公益活動促進業務の進捗状況について、定期的に報告を受けるとともに、指定活用団体が実施する本制度に係る総合的な評価について点検・検証を行い、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に勧告。

## 第7 その他休眠預金等に係る資金の活用に関し必要な事項

### 1. 休眠預金等に係る資金の活用対象の範囲

- 従来の行政による補助金等では一般的にカバーされてこなかった経費についても、それぞれが事前に明示した達成すべき成果を挙げる上で合理的に必要と認められる範囲内において対象とすることが望ましい。その際、特に助成、貸付け又は出資の対象とする人件費の水準については、国民・住民の理解が得られるよう情報公開を徹底。

### 2. 資金分配団体が民間公益活動を行う団体を公募で選定する際に考慮すべき事項

- 民間公益活動を行う団体を選定するに当たり、民間公益活動の実施に関する計画や、その計画の実施体制、ガバナンス・コンプライアンス体制等に関する事項を審査。
- 関係主体の連携を伴う民間公益活動や、民間の創意と工夫が生かされており、革新性が高いと認められる民間公益活動を行う団体を優先的に選定。

### 3. 資金分配団体による民間公益活動を行う団体に対する監督

- 資金分配団体は、指定活用団体に準じて、民間公益活動を行う団体に対して必要かつ適切な監督を実施。

### 4. 資金分配団体及び民間公益活動を行う団体におけるガバナンス・コンプライアンス体制等

- 資金分配団体及び民間公益活動を行う団体は、指定活用団体のガバナンス・コンプライアンス体制等に準じて組織等を設置し、所要の措置を講ずる。

### 5. 民間の創意と工夫が發揮される効果的な活用方法の選択の際に配慮すべき事項

- 指定活用団体や資金分配団体が多様な資金提供方法をその時々の状況に応じて柔軟に開発・選択できるようにしておく必要。

### 6. 法の全面施行から5年後における見直し

- 法附則第9条及び衆参両院の附帯決議を受け、法の定める規定が全て施行されることとなる平成30年（2018年）1月1日から5年後（2023年1月1日）には幅広く制度見直し。このことについて本制度に関係する全ての者が十分留意し、対応。

## 2019年度休眠預金等交付金活用推進基本計画

平成31年2月25日  
内閣総理大臣決定

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号。以下「法」という。）第19条第1項に基づき、休眠預金等交付金に係る資金の円滑かつ効率的な活用を推進するための基本的な計画を下記により定める。

### 記

指定活用団体においては、法第16条に規定する休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本理念、「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」（平成30年3月30日内閣総理大臣決定。以下「基本方針」という。）及び本基本計画に則して、速やかに2019年度事業計画及び2019年度収支予算の案を策定し、内閣総理大臣の認可申請を行うこととし、事業年度終了時には法第26条第1項に従い事業報告を適切に行うものとする。

#### 1. 休眠預金等交付金の額の見通しについて（法第19条第2項第1号）

2019年度は、休眠預金等交付金に係る資金（以下「休眠預金等に係る資金」という。）の活用に係る制度（以下「制度」という。）に基づき、休眠預金等交付金が交付される初年度となる。基本方針において、「指定活用団体や資金分配団体自身も試行錯誤しながら本制度を開始せざるを得ないことを踏まえれば、制度開始時においては、社会の諸課題の解決に結びつく具体的な事例の創出を優先させ、民間公益活動の進捗状況に応じて、段階的に規模を拡大させることが適當である」としていることに沿って、制度が本格的にスタートする2019年度においては、指定活用団体において運用の基礎的な仕組みをしっかりと構築することが重要である。そのため、立法当時の議論も踏まえ、2019年度休眠預金等交付金の額は40億円以下とする。

#### 2. 休眠預金等交付金に係る資金の活用の目標について（法第19条第2項第1号）

基本方針「第1 2. 休眠預金等に係る資金の活用の目標」において定めた、休眠預金等に係る資金の活用対象事業による社会の諸課題の解決及び

社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みの構築を図るために必要な制度運用の基盤を整えるとともに、社会の諸課題の解決に結びつく具体的な事例の創出を目指すこととする。

### 3. 民間公益活動促進業務について（法第19条第2項第2号）

基本方針「第3 休眠預金等に係る資金の活用の目標を達成するために必要な民間公益活動促進業務に関する事項」に掲げる各事項について、指定活用団体は、2019年度に制度が本格的にスタートすることを踏まえ、基本方針「第3 1. 指定活用団体の業務」の「(1) 基本的業務<sup>1</sup>」の基礎を適切に構築すべく事業計画等の策定及びその実施に取り組むこととする。また、基本方針「第3 1. 指定活用団体の業務」の「(2) 業務の充実に向けて期待される業務<sup>2</sup>」についても、具体的な検討を進め、可能なものから着手することとする。

なお、指定活用団体は、本年秋には資金分配団体に対する助成等関係業務を開始できるよう取組を進めることとする。その際、資金分配団体の選定等に関し、各主体が十分に準備できるよう、スケジュールを事前に明らかにした上で進めることが望ましい。なお、2019年度において本制度の下で指定活用団体が行う資金提供は、資金分配団体への助成のみとする。

### 4. 資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の選定に係る基準及び手続について（法第19条第2項第3号）

指定活用団体は、基本方針「第3 1. (1) ①資金分配団体の選定等」に示す各事項に沿って、資金分配団体の選定に係る基準及び手続を具体的に定めることとする。また、資金分配団体による民間公益活動を行う団体の選定に係る基準及び手続に関し、基本方針「第7 2. 資金分配団体が民間公益活動を行う団体を公募で選定する際に考慮すべき事項」に示す各事項に沿って、具体的な考え方を明らかにすることとする。

特に制度が本格的にスタートする段階において、基本方針「第3 1 (1) ①b) 資金分配団体の選定」に掲げるよう、「事業の特性に応じた民間の資金の出し手等からの資金提供を受けることを条件にした支援実施等」の休眠預金等に係る資金に依存した団体を生まないための仕組みが組み込まれる。

---

<sup>1</sup> 「(1) 基本的業務」は、①資金分配団体の選定等、②資金分配団体に対する助成等、③資金分配団体に対する監督等、④休眠預金等交付金の受入れ、⑤民間公益活動の促進に関する調査及び研究、⑥民間公益活動の促進に資するための啓発活動及び広報活動、⑦適切な評価の実施。

<sup>2</sup> 「(2) 業務の充実に向けて期待される業務」は、①関連知識の分析・最適な組合せを図るための知識環境の整備、②成果評価実施支援、③研修、④国際交流。

れていますこと等に十分留意して対応することとする。

## 5. 成果に係る評価の基準及び公表について（法第19条第2項第4号）

指定活用団体は、基本方針「第6 休眠預金等に係る資金の活用の成果に係る評価の実施に関する事項」に則し、成果に係る評価の方針を評価指針として定めることとする。その際、民間公益活動を行う団体の実態に応じ、成果評価の手法を段階的に高度化していくなどの工夫を盛り込むことが期待される。

## 6. 指定の条件への対応

指定活用団体は、「休眠預金等活用法に基づく指定活用団体の指定について」（平成31年1月11日内閣府）において指定の条件として付された以下の事項に関して適確に対応するものとする。

- 立法時の趣旨や広く国民一般から見ても、中立・公正な組織運営と利益相反を招かない業務運営の実効性をしっかりと担保する仕組みを構築すること
- 5年後の制度見直しを念頭に置き、制度の理解・支持が広くソーシャルセクターや国民一般に共有される仕組みを構築すること
- 今回の他の指定申請団体を含め、多くの団体・関係者との協力・連携の仕組みを構築すること

## 7. その他

指定活用団体は、指定活用団体に指定された日（2019年1月11日）から2019年3月31日までの間に、法第21条第1項の民間公益活動促進業務の準備の内容及びそれに要する費用に相当する額について、2019年度事業計画及び收支予算に計上することとする。当該費用の内容及び性質に照らして合理的と認められる額については、休眠預金等交付金の対象とする。この場合において、当該額は、1. に基づき交付される2019年度休眠預金等交付金の額に加算して交付する。